

答申第24号
平成12年2月21日

秋田県教育委員会様

秋田県公文書公開審査会
会長伊藤彦造

秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年12月14日付け教高-911により諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

秋田県教育委員会が平成10年10月5日付け教高-621で行った「平成11年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題について」及び「平成11年度秋田県公立学校教諭等採用候補者第一次選考試験の結果について」の非公開決定に対する異議申立て

（諮問第59号）

(

()

答 申

第1 審査会の結論

教育庁高校教育課の「平成11年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題について」（以下「本件公文書I」という。）及び「平成11年度秋田県公立学校教諭等採用候補者第一次選考試験の結果について（通知）」（以下「本件公文書II」という。）について、秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、平成10年9月3日、「平成10年度実施の「公立学校教諭等採用候補者選考試験」の第一次選考に關わる資料・文書一切」を公開請求した。

当該請求書には、公開請求に係る事項8項目を具体的に明示したもの（別添）が別紙として添付されている。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求書に添付された別紙のうち「1、すでに実施された平成11年度「公立学校教諭等採用候補者選考試験」の第一次試験における「筆答試験問題」と「模範解答」の一切」に係る公文書として本件公文書Iを特定するとともに、同じく「8、第一次選考の「合格・不合格」判定と、不合格者への「三段階評価」の基準を示す資料・文書の一切（選考委員等に出した文書）」（第5の2において「請求事項8」という。）に係る公文書として本件公文書IIを特定し、本件公文書Iについては条例第6条第1項第4号、本件公文書IIについては同項第1号及び第4号の規定により、それぞれ非公開とし、平成10年10月5日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成10年12月1日、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1 記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2 記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書Ⅰは、実施機関が秋田県公立学校教諭等採用候補者を選考するため、平成10年度に実施した秋田県公立学校教諭等採用候補者選考第1次試験の筆答試験における一般教養、教職教養及び各教科・科目の試験問題並びにそれらの模範解答（以下「試験問題等」という。）からなっている。

また、本件公文書Ⅱは、上記第1次試験の受験者に係る一覧表などからなっており、当該一覧表には、各教科・科目別に受験者の受験番号、氏名、年齢、性別、学歴、卒業年次などのほか、第1次試験の合否に関する事項が記載されている。

2 本件公文書Ⅱに対する異議申立人の主張について

実施機関が本件公文書Ⅱを公開請求に係る公文書として特定したことに関して、異議申立人は、実施機関の非公開理由書に対する意見書等や口頭による意見の聴取において、請求事項8は、受験者の第1次試験結果の公開を求めたものではなく、第1次試験の合格・不合格の判定基準と不合格者に対する3段階評価の基準を示す文書の公開を求めたものであると主張しているので、本審査会として、実施機関からの聴取及び提出を受けた資料により確認したところ、当該文書は条例上の公文書としては存在しなかつた。

3 本件公文書Ⅰに係る条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 条例第6条第1項第4号の解釈について

実施機関は、本件公文書Ⅰが条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、

(一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができとしたものである。

(2) 本件公文書Ⅰの該当性について

本件公文書Ⅰは、第5の1における説明のとおり、秋田県公立学校教諭等採用候補者の選考を目的として実施する筆答試験について実施機関が作成した試験問題等であり、条例第6条第1項第4号前段に該当することは明らかであるので、以下、本号後段に該当するかどうかを検討する。

試験問題等については、教育庁職員を中心に委嘱された作成委員が、日常の業務をこなす中でその作成作業を行い、しかも限られた人数で秘密裏に、かつ概ね2ヶ月の短期間のうちに、一般教養、教職教養及び各教科・科目にわたる多様な分野について適正、的確なものを作成しなければならないことが認められる。

また、これら作成委員は、自ら作成した試験問題等が公開されることはないという共通認識のもとに、作成作業を行っていたことも認められる。

一方、作成委員が問題の適正さや的確さに最大限に配慮したとしても、出題内容や出題意図に対する批判等は通常予想されるところであり、教科によっては作成委員が容易に特定される場合もあり得ることから、その批判等が直接その作成者に向けられる可能性も高く、試験問題等の公開を前提とした場合に生じる精神的負担は大きいものと判断される。

こうした試験問題等作成の状況からすれば、現在でも本来の業務に付加する形で試験問題等の作成作業を行い、その精神的・物理的負担が大きい作成委員に対し、更に重い負担を強いることになるため、現在の作問事務体制のもとで試験問題等を公開するとなれば、作成委員の確保が難しくなるなど短期間に行わなければならぬその作成作業に重大な影響を与え、今後の試験問題等の作成が困難になることが予想される。

したがって、本件公文書Ⅰが公開された場合には、試験問題等の作成に著しい支障が生じることにより、実施機関が行う公立学校教諭等採用候補者の選考に関する事務の目的が損なわれるおそれがある。

以上により、本件公文書Ⅰは本号に該当すると認められ、実施機関が非公開としたことは妥当である。

4 本件公文書Ⅱに係る条例第6条第1項第1号該当性について

本件公文書Ⅱについて実施機関は、条例第6条第1項第1号及び第4号に該当する

と主張しているので、以下第1号の該当性から検討する。

(1) 条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念はその内容及び範囲が必ずしも明確ではなく主觀的要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。

また、本号但し書きにおいては、

- (一) 法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの
- (二) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの
- (三) 法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報のなかには、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要のあるものもあることから、但し書きに該当するものについては公開することとし、「原則公開」との調整を図ったものである。

(2) 本件公文書IIの該当性について

ア 本号本文への該当性について

本件公文書IIには、受験者の受験番号、氏名、年齢、性別、学歴、卒業年次などが記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。

イ 本号但し書きへの該当性について

本件公文書IIに関しては法令又は条例に閲覧の規定がないほか、公表を目的として作成されたものではないことは明らかである。

また、本件公文書IIは、教員採用選考の過程で作成された実施機関の人事管理に関わるものであり、法律又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報にも該当しない。

したがって、本号但し書きには該当しない。

ウ 以上から、本件公文書IIが、条例第6条第1項第4号に該当するか否か判断するまでもなく、実施機関が本件公文書IIを非公開としたことは妥当である。

平成 10 年度実施の「公立学校教諭等採用候補者選考試験」の
第一次選考に関する資料・文書一切

- ① すでに実施された平成 11 年度「公立学校教諭等採用候補者選考試験」の第一次試験における「筆答試験問題」と「模範解答」の一切
- ② 第一次選考試験の受験者数の内訳(小・中・高・養教、以下「内訳」という)数の一切
- ③ 上記内訳の第一次合格者数
- ④ 各内訳における三段階通知希望者数
- ⑤ 上記内訳の第一次不合格者数と、三段階区分者数の一切
- ⑥ 各内訳の不合格者(一、二、三)各々の三段階通知希望者数
- ⑦ 各内訳の実際に通知した者の数(一、二、三)は何人ずつか
- ⑧ 第一次選考の「合格・不合格」判定と、不合格者への「三段階評価」の基準を示す資料・文書の一切(選考委員等に出した文書)

第6 審査の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------------------|------------------------------|
| 平成10年12月14日 | ・ 諮問(第59号) |
| 平成11年 2月19日 | ・ 実施機関(高校教育課)からの非公開理由説明書の受理 |
| 平成11年 7月15日 | ・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理 |
| 平成11年10月 1日 (第86回審査会) | ・ 実施機関から非公開理由の聴取 |
| 平成11年10月21日 (第87回審査会) | ・ 審 議 |
| 平成11年11月25日 (第88回審査会) | ・ 異議申立人から意見の聴取 |
| 平成11年12月15日 (第89回審査会) | ・ 審 議 |
| 平成12年 1月28日 (第90回審査会) | ・ 審 議 |

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書I及びIIについて、平成10年10月5日付けで実施機関が行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 本件公文書Iについて

私たちは、秋田県教育の将来に重要な役割を担う教員の選考・採用が公正・平等に行われなければならないという考え方に基づき、採用試験問題の公開を求めた。それは、従来教員の選考が密室の中で行われており、受験者や県民の中に採用が何を基準にして行われているのかわからないという不安感や、情実採用が行われているのではないかという風聞、そのことへの不信感を取り扱う必要性があると考えたからである。

県教育委員会は、選考にあたっては、人物評価を中心とした総合判定を行うものであるとし、公開することによる不利益を理由付けにして公開を拒否してきた。しかし、筆答試験以外に限られた実技試験と一人わずかな数分程度の集団面接のみでは、総合判定は到底不可能である。まずもって、客観的な点数として表れる筆答試験問題を公開する以外に、選考に係わる不信感や疑惑を取り扱うことができないし、公開によってこそ選考の公正・公明さが県民に立証されることになる。

広島県公文書公開審査会は、平成10年11月に、試験問題の公開は優秀な人材確保を目的とする試験の趣旨に反しないと判断し、県教育委員会の非公開決定を退け公開を答申した。広島県の答申は、私たちの主張と合致し、その正当性を裏付けるものである。

公開することにより一部の受験者に不当な利益を生じる、筆答試験問題のみに重きを置くとする県教育委員会の主張は、非公開の理由としては論外と考える。また、試験施行前ならいざしらず、試験後に公開することで、当該事務事業の目的が損なわれることなどありえないと考える。

県教育委員会が、仮に試験問題が公開となれば問題作成委員の大幅な増員の必要がある旨述べているが、非公開の根拠としては意味不明瞭で到底理解しがたい。

さらに、県教育委員会は、公開することにより関係当事者間の信頼関係が損なわれる、事務事業の円滑な遂行に支障が生じるとし、その理由付けとして問題作成者の精神的、物理的な負担が大きい、公開しないことを前提に問題を作成しているとしている。

しかし、良問を作成することは県教育委員会の当然の責務であって、このような理由をあえて県民に説明する筋合いのものではないと考える。試験問題に批判が出てくるく

るなども論外であり、また問題作成者に公開しない約束をしていることの根拠も納得できないし、約束をする必要もないと考える。

なお、広島県公文書公開審査会は、問題作成者の体制を改善することは可能と判断し、作業が増えるという主張は具体的に検討された結果とは認められないなどとして、県教育委員会の主張を退けている。また、平成10年12月には高松高裁が、公立学校教員採用審査一次試験の開示を命じる判決を下している。

秋田県教育委員会も、速やかに誠意をもって公開するよう重ねて要請するものである。

(2) 本件公文書Ⅱについて

県教育委員会は、選考は総合的な判定によるものであると説明した。

私たちは、前述のように第1次選考での筆答試験以外での些細な資料では、客観的かつ総合的な判断は到底不可能であると主張した。

県教育委員会は、「総合的な判定の基準は何か」との私たちの再三にわたる質問、主張に回答できなかった。県教育委員会の主張に根拠があるとするならば、私たちが請求する文書を公開する以外にないと考える。

なお、個人情報については過去にも現在も求めていない。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 本件公文書Iについて

(1) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 「当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあること」について

(ア) 「情報公開事務の手引き」においては、「公開することにより、予想どおりの成果が得られず、実施する意味を喪失するおそれのあるもの」として「各種試験問題、採点基準」が例示されている。これは、試験のように反復又は継続されるものにあっては、その執行後であっても該当するものである。

(イ) 請求に係る公文書が公開されると、志願者は、筆記試験問題の内容と傾向にのみに注意を払い、その対策に専念するおそれがある。つまり、公開によって、大学受験等と同種又は同次元で教員採用試験をとらえさせ、いきおい、点数化が容易にできる筆記試験対策強化の風潮を助長することにつながる。このことは、教員を志願する学生に多大なる影響を与えるものである。

上記の理由により、筆記試験問題を公開することで、本県が求める教員を確保する事務事業の目的が損なわれるおそれが生ずると考える。

イ 「当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあること」について

(ア) 近年の教員採用選考試験は十数倍以上の高倍率であり、大半の志願者は合格できない状況となっている。筆記試験の模範解答の公開となれば、志願者は、筆記試験結果をかなり客観的に自己採点することができ、点数化をして自分の得点を知ることになろう。そして、高得点の不合格者であればあるほど、教育公務員特例法でいう「選考」により教育長が評価・判断した選考結果に対して疑問や不安を抱くことは容易に想像できる。このようなとき、逐一その志願者達が納得できるような説明をしていくことは、現実問題として極めて困難なことである。したがって、不合格者が圧倒的に多いことを考えあわせると、多くの者が不満を持ち、さらには、訂正や選考過程の公開請求に対する回答を求ることは十分考えられ、これにより、選考事務自体の社会的な安定性が損なわれ、ひいては最終的に合否の判定をする選考事務に係る意思決定に支障が生じることになろう。

(イ) 筆記試験の作成は、多様な分野について適正、的確なものでなければならぬこと、高度の秘密保持と短期間での完了が要求されることから、教育委員会事務職員、公立学校教員等の中から、高い見識と豊富な知識を有し、人物的にも信頼のおける必要最小限の委員に委嘱し、通常の職務に付加した形で実施している。

競争試験の代表例である高校入試をとれば、従来、5科目5教科10ページの内容であるのに対し、平成11年度教員選考（10年実施）における筆記試験は、69科目124ページ、論文8題に及ぶ膨大な量である。

現在、限られた人員及び時間の中で作成されるため、作成委員は、過重な負担を強いられているのが実情である。公開されることにより、問題について批判や苦情が出されることが予想される。また、教科によっては、作成委員が特定され、結果として作成委員の確保が難しくなることもあり得る。

高校入試作成にかかる人員と時間の何倍もの体制をとることは、極めて困難であり、現在の人員削減の流れの中では一層その感は強いのである。

以上のことから、公開することにより、作問委員の負担増加や増置又は専門員の配置が必要となるが、現実的でなく、ひいては選考事務事業に係る意思決定に支障が生ずることになる。

ウ 以上より、本号に該当するものである。

2 本件公文書Ⅱについて

(1) 条例第6条第1項第1号該当性について

本号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものについては、公開しないことができると規定している。

本件公文書Ⅱには、受験者の合否の判定結果等が記載されており、個人に関する情報で特定の個人が識別される情報であるので、本号に該当するものである。

(2) 条例第6条第1項第4号該当性について

基準は、選考試験受験案内に示されており、それ以上の基準となれば、結局個々のケースについて合否の決定過程を示すほかなく、これは第1号に該当するとともに、
当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるものであり、第4号に該当するものである。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

| 区分 | 氏名 | 職名 |
|------|--------|---------------|
| 会長 | 伊藤 彦造 | 弁護士 |
| | 小賀野 晶一 | 秋田大学教育文化学部教授 |
| | 佐藤 了子 | 聖靈女子短期大学講師 |
| 会長代理 | 平川 信夫 | 弁護士 |
| | 古田 重明 | 秋田経済法科大学法学部教授 |

(平成12年2月21日現在)